

令和4年度 事業計画

1 基本方針

農地中間管理事業については、令和3年度からスタートした「第3期ながさき農林業・農山村活性化計画」に基づき『経営耕地面積の約8割を認定農業者や認定新規就農者、集落営農組織などの「産業の担い手」が担う』農業構造の実現を目指し、農地中間管理機構として、市町推進チーム会の活動を一層活性化し、県、市町、農業委員会、JAなど関係機関と連携を図りながら、担い手への農地集積・集約化に積極的に取り組んでまいります。

具体的には、地域・集落での徹底した話し合いにより農地集積を加速する人・農地プランの実質化の取組について、令和3年度末までに、ほとんどの集落において、話し合いと農地集積に関する将来方針等の策定が終了し、そのうち大部分の集落において、中間管理事業を活用した農地集積等を内容とする取組方針が策定される見込みであることから、当公社においても、荒廃農地の発生を防止するため、地域として中間管理権を設定する取組を進めるとともに、関係機関と緊密に連携して深堀調査や集落の課題（担い手の不足、農地の条件整備など）解決を図りながら、将来方針の実現を図ることで、人・農地プランの実質化の取り組みが中間管理事業の推進、加速に繋がるよう、計画的に取り組んでまいります。

一方、令和4年度に、国において、人・農地プランの法定化や地域が目指すべき将来の具体的な農地利用の姿（「目標地図」）の明確化、農地貸借ルートについて農地バンクを経由する手法を軸とする貸借手法の見直しなど、農地中間管理事業を含む人・農地関連施策の見直しの動きがあることから、当公社としても、円滑かつ迅速な対応ができるよう、関係機関と連携し、情報収集や対応準備等を進めてまいります。

諫早湾干拓農地については、第3期（平成30年度～令和4年度）利用権の最終年を迎えることから、外部有識者からなる利用権再設定等検討委員会からの報告を踏まえ「第4期利用権設定等に係る基本方針」を策定するとともに、財務・技術等の専

門家からなる審査委員会を設置し、第4期利用権の設定手続きを進めてまいります。

併せて、平成29年度に策定した「諫早湾干拓農地排水改善対策実施方針」に基づく排水改善対策を計画的に実施するなど、環境に調和した先進的な営農の確立に努め、農地リース事業を推進するとともに、関係機関と連携の下、営農相談会や作付状況等の調査、環境保全協議会や平成諫早湾土地改良区等での意見交換などを継続しながら、農地の適切な管理と営農支援を図り、リース料の確実な確保に努めます。

また、訴訟関連については、諫干農地を不法占拠している2者に対して当公社が農地の明け渡し等を求めて提訴している土地明渡等請求訴訟について、去る2月21日に長崎地裁において結審し、本年7月中旬の判決言い渡しが予定されていますが、他方、国、県、当公社を被告とする力モ食害損害賠償等請求訴訟については、引き続き、地裁において審理が継続している状況です。

一方、潮受堤防排水門の開門関連訴訟については、平成29年4月17日に長崎地裁から開放差止を認める判決が言い渡された潮受堤防排水門開放差止訴訟が、令和元年6月26日、開門を求める補助参加人の独立当事者参加申出を認めない最高裁決定により確定しました。また、小長井、大浦漁業者の方々が開門を求めて提訴した大浦小長井漁業再生請求事件訴訟については、開門を認めないとした福岡高裁判決を不服とした上告に対して、最高裁は、令和元年6月26日に上告を退ける決定を行い、開門を認めないとする判決が確定しました。加えて、令和2年3月10日には、諫早湾内の漁業者の方々の一部が開門を求めて提訴していた長崎2次3次開門請求訴訟について、長崎地裁が、開門を認めないと判決を言い渡し、現在、福岡高裁で審理が行われているところです。他方、国が平成22年の開門確定判決の執行力を排除するよう求めた請求異議訴訟については、令和元年9月13日、最高裁において、審理が高裁に差し戻され、福岡高裁において審理が行われていましたが、本年3月25日判決が言い渡される予定となっています。当公社としては、土地明渡訴訟や力モ食害損害賠償等請求訴訟を含めて、今後とも関係機関等と連携し、干拓営農に支障が出ないよう適切に対応してまいります。

2 事業内容

(1) 農地中間管理事業

① 農地の貸借

荒廃農地の発生を防止するため、人・農地プランの将来方針等の中に「中間管理事業の活用による農地の集積・集約化」を位置づけた集落について、中間管理事業の重点集落に位置づけ、計画的に中間管理事業の推進を図るとともに、関係機関と緊密に連携し、経営規模の縮小・離農等を考えている農業者等の意向や農地情報を、人・農地プランのアンケートや地図化、深堀調査、日常活動等で的確に捉え、一方、担い手不足や農地の条件整備等の課題を解決しながら、中間管理事業を活用して、まとまった形で農地の利用ができるように配慮して担い手への農地の集積・集約化を進めます。

また、遊休農地であっても、解消すれば、担い手が活用できる農地にあっては、推進チーム会と連携し担い手の確保を図りながら積極的に借受け、遊休農地の解消に取組みます。

(事業計画)

区分	面 積 (ha)		備 考
農地の貸借	借受面積	800 ha	R3年度計画(実績見込み) 800 (584) ha
	貸付面積	800 ha	800 (709) ha

② 農地の条件整備を契機とした中間管理事業の推進

「人・農地プランの実質化」の中で、農地の条件整備に取り組む方針を立てた集落について、推進チーム会メンバーの役割分担の下、集落と連携し、深堀調査を実施するなど、農地中間管理事業を活用してまとまった農地の確保を行い、機構関連事業（補助率100%）や県営基盤整備事業（補助率92.5～95%）、簡易な基盤整備事業（農地耕作条件改善事業）、新たに創設された遊休農地解消緊急対策事業（定額助成43千円/10a）を活用した条件整備や遊休農地の解消を進めてまいります。

この場合、機構として、関係機関と連携し、機構関連事業の実施に向け、計画的に農地を中間保有する取組や自ら耕作意欲のない農地所有者に代わり土地改

良法3条資格者として基盤整備事業に参加し、経常賦課金を負担する取組、市町等の協力を得て、機構が事業主体となり農家負担分を立て替え、10年で償還していただくことで農業者の初期負担を軽減する取組などの掘り起こし、土地改良区等が主体となる農地条件整備に合わせて農地集積を推進する際に必要な地図化等の支援の取組、遊休農地を借り受け、除草・耕耘して扱い手に貸し付ける取組を行い、中間管理事業を推進します。

(事業計画)

区分	面 積 (ha)		備 考
農地条件整備への参画や地図化支援等農地の条件整備を契機とした中間管理権の設定	面積	137ha	<ul style="list-style-type: none"> ・機構関連事業中間保有 3地区 55ha ・経常賦課金の負担 4地区 19ha ・機構事業主体スキーム等の掘り起こし 県下 11ha ・地図化支援 3地区 250ha ・遊休農地の解消 県下 4ha

③ 農地の売買

認定農業者等が経営規模の縮小や離農を図ろうとする者から農地を買い入れる場合において、認定農業者等からの申し出に基づいて、機構がその購入資金を全国農地保有合理化協会から無利子で借り受け、買入れ・売り渡します。

(事業計画)

区分	面 積 (ha)		備 考
農地の売買	買入面積 売渡面積	4 ha 4 ha	全国農地保有合理化協会 ・扱い手支援資金

(2) 諫早湾干拓農地保有管理事業

平成30年度から設定している5年間（第3期）の利用権が令和4年度に最終年度を迎えます。そのため、次期（第4期）利用権設定（令和5年度）に向けて、これまで、外部有識者からなる検討委員会を立ち上げ、基本方針の検討を行うとともに、営農者の決算書等を基に審査に関する事前準備を進めてきたところであり、これを踏まえ、第4期利用権再設定等に係る基本方針を策定するとともに、財務・技術等の専門家からなる利用権再設定等審査委員会を設置し、リース料の安定的な確保と営農者の営農継続期待への配慮との調和に加え、営農者等の負担軽減も図りながら、適切かつ効率的に再設定等手続きを進めて参ります。

また、農地借受者の営農計画達成に向けた経営相談や意見交換会を通じて、営農活動の支援及び環境保全型農業の推進並びに排水改善対策や鳥獣害被害防止対策等を進めるとともに、農地の管理・作付状況の実態把握等を関係機関と連携し推進します。

力モ食害損害賠償等訴訟（原告は4者、被告は国、県、公社）や土地明渡訴訟（被告は利用権再設定を認めることが適當ではないと判断された営農者2経営体）では、弁護士や関係機関と連携して適切に対応します。

潮受堤防排水門開門問題については、干拓営農者や関係機関等とも連携して、適切に対応します。

① 諫早湾干拓農地貸付計画

関係機関と連携し、営農者の経営安定を図る中で、リース料の徴収確保に努めます。

（貸付計画）

借受者	面 積	賃 貸 料	備 考
36件	672ha	130,000千円	

- リース料：10アール当たり標準2万円

注) 利用権設定 36件 面積631ha 賃貸料1億2200万円（長崎県含）

公募保留 面積 41ha 賃貸料 800万円

（公募保留分については、利用権再設定をしない2経営体分の賃料相当額であり、

土地明渡訴訟の中で損害賠償として請求しています。裁判確定後に募集予定。)

② 宅地等用地

使用処分計画の変更により増反者及び関連業者への売却が可能となっていることを活用しながら、関係機関とも連携を図り、宅地等用地の売却促進に努めます。

区分	区画数	面積 (m ²)	売却金額	備考
計画	10	10,000	52,000千円	

(参考)

	区画数	面積 (m ²)	備考
全 体	91	84,703.53	取得額 341,000千円
緑地等	16	14,320.86	売却対象外
宅地	総 数	75	70,382.67
	売却済み	42	37,819.99
	未 売 却	33	32,562.68

③ 排水改善対策

諫早湾干拓農地排水改善対策実施方針に基づき、国の事業予算を確保するとともに、営農者との協議を踏まえ、計画的な排水改善対策を進めます。

(事業計画)

○ 暗渠整備

3ヶ年（令和3～令和5年度）の整備計画 52.3haについて、国庫補助事業枠の確保を図りながら計画的に取り組んでまいります。

圃場数	面積 (ha)	事業費 (千円)	公社負担 (千円)	備考
5	14.1	26,790	10,575	令和4年度計画

注) 暗渠整備は国庫補助事業（定額補助）と公社特別積立金を財源に、土地改良区を事業主体として実施している。